

令和2年11月16日

11月号

愛 媛 労 働

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課



えひめ仕事と家庭の両立応援企業 10月の認証企業のご紹介
両立応援ゴールド企業1社、両立応援企業1社 を新規認証しました！



認証マーク

愛媛県では、仕事と育児や介護などの家庭生活が両立できる職場環境づくりに取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」に認証しています。

10月は、両立応援ゴールド企業新規1社、更新1社、両立応援企業新規1社、更新8社を行いました。

人材の確保・定着を図るため、働きやすい職場環境づくりに取り組んでみませんか？

【制度のお問い合わせ】

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課
TEL 089-912-2502

【認証メリット】

- ・認証マークを活用したイメージアップ
- ・求人票や会社説明会でのPR
- ・働き方改革に向けた社内の機運醸成

詳しくは、

えひめ仕事と家庭の両立応援企業

検索

＜えひめ仕事と家庭の両立応援ゴールド企業＞

【新規】1社

認証番号	企業名	所在地
30	ウダカエンジニアリング株式会社	四国中央市

【更新】1社

認証番号	企業名	所在地
24	株式会社キャップ	松山市

＜えひめ仕事と家庭の両立応援企業＞

【新規】1社

認証番号	企業名	所在地
657	株式会社風土	松山市

【更新】8社

認証番号	企業名	所在地
177	株式会社西条環境分析センター	西条市
284	イワキテック株式会社	上島町
345	曾我部建設株式会社	今治市
120	株式会社田中建設	松山市
139	株式会社世良	松山市
145	三徳電機株式会社	松山市
147	愛媛通信建設株式会社	松山市
287	大進建設株式会社	松山市

働き方改革のワンストップ支援拠点「働ナビえひめ」では、認証取得のサポートをはじめ、様々な働き方改革の取組みを支援しています。

【お問い合わせ先】

働ナビえひめ（愛媛県働き方改革包括支援プラザ） TEL 089-915-3260

知事表彰等の実施について

愛媛県及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者及び障がい者の雇用の促進のために、次の方々に対し知事表彰及び理事長表彰を授与いたしました。

○障がい者雇用優良事業所等知事表彰（優秀勤労障がい者）

（就職している障がい者で、その障がいを克服し、長きに亘り勤務している方）

塩崎 幸広 （株式会社光石製作所）
重見 優 （えひめ中央農業協同組合）
永井 伸明 （社会医療法人真泉会今治第一病院）

○障がい者雇用優良事業所等知事表彰（優良事業所）

（障がい者の雇用者数及び雇用割合が高く、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる事業所）

愛媛県ビル管理協同組合 （松 山 市）
有限会社アポトライ （宇 和 島 市）
大和生コン株式会社 （松 山 市）
株式会社長崎商事 （松 山 市）
株式会社母恵夢本舗 （今 治 市）

○高齢者雇用優良企業知事表彰

（高齢者の雇用者数及び雇用割合が高く、定年年齢の引き上げなど高齢者の雇用確保措置を実施し、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業所）

帝人興産株式会社 （松 山 市）
株式会社第一開発 （松 山 市）
株式会社西村商事 （松 山 市）

○優秀勤労障害者 厚生労働大臣表彰

大島 徹也 （株式会社あわしま堂）

○障害者雇用優良事業所（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞

株式会社松山機型工業 （松 山 市）

○優秀勤労障害者（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞

玉木 寿美 （医療法人社団みのり会老人保健施設みのり園）
古川 敦 （株式会社伊予鉄高島屋）
新居田 浩昭 （BEMAC株式会社）
石川 奈緒 （株式会社ママイフレッシュバリュー上分店）
松岡 勇也 （社会福祉法人御荘福祉施設協会特別養護老人ホーム自在園）

○障害者雇用支援月間ポスター原画表彰

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長奨励賞（高校・一般の部）

真鍋 智也 （スマリンウッドピース株式会社）

○令和2年度高齢者雇用開発コンテスト

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰（優秀賞）

社会福祉法人愛心会 （宇 和 島 市）

えひめ若者サポートフォーラム2020



地域で若者を支えるネットワークづくり ～ニート・ひきこもり支援の現場から～

講演 13:40～15:00

講師 **幸田 裕司** 氏

こうだ ゆうじ

一般社団法人 愛媛県ネットワーク協会
代表理事・メンタルトレーナー



【講師プロフィール】

愛知県 名古屋市生まれ。

平成30年度 第52回 南海放送賞(個人)受賞。

大学で心理学(主に、児童・思春期心理)を学び、卒業後、高等学校、幼稚園、大学で教職員としての勤務を経て、海外の大学(オーストラリア・ニュージーランド)でのカウンセラーを務める。教育、医療、福祉、保健の各分野での経験を活かして一般社団法人を設立する。

小学2年生からクラブチームでサッカーをはじめ、高校時代には、全日本クラブユース選手権大会で全国優勝、西ドイツ遠征に参加する。大学、社会人でもプレーしながら審判員の資格を取得して、Jリーグの立ち上げや審判員としても活動する。サッカー経験を活かし、発達障害児を含む子どもたちと定期的にフットサル教室を開催しており、その活動も10年目を超えている。

現在は、身体・知的・精神・発達の障害児者の相談支援に関わりながら、教育現場での経験を活かした学校教育現場との連携や子育て支援、メンタルヘルス、障害、ニート・ひきこもり関係の研修など地域での啓発活動を通して、地域と関係者の連携・協力の体制作りをしている。

事例紹介・質疑応答 15:10～15:50

幸田 裕司 氏

ご質問がある方は、当日受付でお渡しする質問票にご記入ください。
15:00からの休憩時間に回収いたします。

日時 **2020年12月18日(金)**
13:30～16:00(開場13:00)

定員 **50名** 事前にお申し込みください。

会場 **西予市宇和文化会館
中ホール**

西予市宇和町卯之町三丁目444番地

参加
無料



JR卯之町駅より徒歩約3分
卯之町営業所(宇和島自動車)より徒歩約7分

当日来場前に検温してからご参加ください。発熱、風邪症状などがある場合は来場をお控えください。会場内ではマスクを着用し、手洗いやアルコールでの手指消毒にご協力をお願いします。

【主催】愛媛県、えひめ若者サポートステーション(実施団体 伊予鉄総合企画株式会社)

【共催】南予地域就労支援ネットワーク連絡会

【後援】愛媛労働局、西予市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、愛媛新聞社(順不同)

【お申込方法】下記の参加申込書にご記入のうえ、えひめ若者サポートステーションにお申し込みください。

■ FAX 089-941-5301 ■ メール sp-station@lagoon.ocn.ne.jp

■ 郵送 〒790-8587 松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋南館3階 えひめ若者サポートステーション
申込締切 12月16日(水) ※お電話でも受付いたします。TEL 089-948-2832

参加申込書

フリガナ					性 別	電 話 番 号			
氏 名					男・女	()	—		
年 齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上		
住 所	1. 西予市		2. 宇和島市		3. 八幡浜市		4. 大洲市		5. その他() 市・町
区 分	1. 若者 2. 保護者 3. 教育機関 4. 就労支援機関 5. 行政 6. 保健福祉機関 7. 民間支援機関 8. 企業 9. その他()								
勤 務 先									

離職者等緊急生活資金のご紹介

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

(離職者の方)

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

(休業者の方)

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内 (6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (離職者一人につき)
- 保証/保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利/年0.3% (別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。)
- 返済期間/5年以内 (6ヶ月以内の元金返済据置可能)
- 限度額/100万円 (休業者一人につき)
- 保証/保証機関
- 必要書類/住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

労働委員会の窓 (10月分)

1 会議関係

○ 10月23日 第1185回愛媛県労働委員会総会

「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第12回・第8回調査結果概要について」など6件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	複合サービ ス業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
10月	24	37
累計(4月~)	131	204

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

「令和2年度パートタイム・有期雇用労働法等説明会」のご案内

主催：愛媛労働局

令和2年4月以降、パートタイム・有期雇用労働法をはじめ、労働施策総合推進法及び女性活躍推進法が順次改正施行され、さらに今後、育児・介護休業法に基づく省令及び高年齢者雇用安定法の改正が予定されています。

愛媛労働局では、各労働関係法令の内容について理解を深めていただくため、当該法令に関する説明会を下記のとおり開催いたします。

【要事前申込（先着順）】
参加無料

1 日 時

会場名	開催日	開催時間	会場
南予地区	令和2年11月26日(木) 定員：40名※	13:30～15:30	愛媛県南予地方局八幡浜支局大会議室 所在地：八幡浜市北浜1-3-37
中予地区1	令和2年11月27日(金) 定員：100名※	13:30～15:30	松山市男女共同参画推進センター(コムズ)大会議室 所在地：松山市三番町6丁目4番地20
東予地区	令和2年12月1日(火) 定員：50名※	13:30～15:30	土居文化会館(ユ一ホール)大会議室 所在地：四国中央市土居町入野939番地
中予地区2	令和2年12月4日(金) 定員：100名※	13:30～15:30	松山市男女共同参画推進センター(コムズ)大会議室 所在地：松山市三番町6丁目4番地20

※参加希望者が定員に達した場合は、別会場をご案内させていただく場合がございます。

2 説明内容

- (1) パートタイム・有期雇用労働法について
- (2) 労働施策総合推進法について
- (3) 女性活躍推進法について
- (4) 育児・介護休業制度の改正について
- (5) 改正高年齢者雇用安定法について

※説明会終了後、同会場にて具体的な取組や助成金制度の活用等に関する個別相談コーナー(予約制)を開設します。

3 対象者 事業主、企業の人事労務担当者等

4 参加申込・申込期限

裏面申込書にご記入の上、FAX等により令和2年11月17日(火)までにお送り下さい。

5 問い合わせ先 愛媛労働局雇用環境・均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階
☎ 089(935)5222

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意くださいますよう、お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

